

◎原子力損害の補完的な補償に関する

条約の実施に伴う原子力損害賠償資

金の補助等に関する法律

(平成二六年一月二八日法律第一三三号)

一、提案理由(平成二六年一〇月三十一日・衆議院文部科学委員会)

○下村国務大臣 このたび政府から提出いたしました原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の当事国として、原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築に貢献することが我が国の責務と考えられます。

このような状況の中で、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けること及び事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定め、国際原子力機関において平成九年に採択された原子力損害の補完的な補償に関する条約につきまして、我が国として締結することを承認いただくために、今国会に提出されているところであります。

今般提出いたしました二つの法律案は、ともに相まって、この条約の適確な実施を確保するための所要の国内法整備を行うことを目的とするものであります。

まず、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案について内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、国は、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、原子力損害を賠償するために必要な資金の一部を補助することとしております。

第二に、文部科学大臣は、条約の規定により算定される額の拠出金に要する費用に充てるため、各原子力事業者から、毎年度、一般負担金を徴収することとしております。また、原子力

事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める額を超えた場合は、当該原子力事業者から特別負担金を徴収することとしております。負担金の額の算定については、拠出金の額等の事情を考慮して、政令で定めることとしております。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

.....(略).....

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告

(平成二六年一月二三日)

○西川京子君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の二法律案について申し上げます。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

両案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約の適確な実施を確保するため、所要の国内法整備を行うことを目的としたものであります。

両案は、去る十月三十日本委員会に付託され、翌三十一日、下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。十一月五日質疑を終局し、昨日、討論を行い、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一月二二日)

政府は、今後次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 原子力損害賠償制度に係る国際的枠組みが、各国及び我が国の国民の福祉の向上に資するものとなるよう、我が国は、近隣諸国を含む国際社会に対し、原子力損害賠償に関する条約への加盟を促す等不断の働きかけを行うこと。

二 政府は、原子力損害の賠償の負担が適切に分担されるよう、原子力事業者と関連事業者との契約関係の適切な在り方に留意すること。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

八六

三 政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償の現状を踏まえ、充分かつ迅速な賠償が行われるよう、原子力損害賠償制度について、その抜本的見直しも含め、更なる総合的な検討を行うこと。

四 政府は、原発輸出に関し、必要以上にその道を開くことにつながらないよう、両法の慎重な運用に努めること。

三、参議院文教科科学委員長報告

(平成二六年一月二一日)

○水落敏栄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案は、同条約の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害賠償資金の補助その他必要な事項を定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、我が国が条約を締結する意義、原賠法の抜本的な見直しに向けた政府の検討状況、我が国のエネルギー政策の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承

知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。